

質の高い訪問看護サービスを実現できる職業能力を備えたヘルパーの確保・育成に向けた中間提言

「質の高いヘルパーの確保・育成に関する調査研究委員会」(*主査)

*佐藤 博樹(東京大学社会科学研究所教授)

大木 栄一(職業能力開発総合大学校能力開発専門学科助教授)

堀田 聡子((株)UFJ総合研究所経済・社会政策部研究員)

大野 哲義((株)日本ビコー代表取締役社長) 逢見 直人(U I ゼンセン同盟政策局長)

連合総研推薦委員

<事業者側> 海老原 章子、小野島 豊(旧)、小林 直樹(新)、東元 学、白鳥 美江

<労働者側> 陶山 浩三、高橋 治義、加藤 裕二、岡本 邦夫

1. 連合総研は、介護保険制度において、サービス利用者の人としての「尊厳を支えるケアの確立」を制度的に支える担い手としてのヘルパーの確保や、サービスの質の向上とそのため労働環境の整備さらに人材形成が、本制度の維持・向上のための根幹に関わる課題と考え、その課題に限定して、現状認識、改革の方向を提起するものである。

2. 良質な訪問看護サービスが安定的に提供されるためには、高い職業能力を保有したヘルパーの確保・育成が不可欠である。そのための人材の確保、育成などの雇用管理に関わる専門委員の参加が必要である。しかしヘルパーの仕事内容の専門性についての検討と整理がなされておらず、「医療関連行為」についてヘルパーが担う範囲や研修・資格制度の方向性も不明確である。

3. 一方、介護の現場では、介護保険で提供されるサービスの範囲に関する利用者の理解が不十分であるため、保険の範囲を超えるサービスを要求する利用者が多くヘルパーの負担になっている。また、ヘルパーの離職率は35%と高い水準にあり、原因の多くは雇用関係や労働条件の未整備に起因しており、ヘルパーの質的能力向上の難点となっている。

4. 提言

1) 介護保険制度の見直し・労働法制のあり方に係る提言

①高い職業能力を保有するヘルパーの確保・育成の促進②サービス提供責任者のあり方の見直し③サービス提供範囲の見直しと周知④雇用管理の現状にあわせた介護報酬の見直し⑤労働法制の適用関係の見直し

2) 事業主の取り組みに係る提言

①雇用管理の整備・能力開発促進②賃金管理③サービス提供責任者が本来業務に集中するための環境整備

目次

I. 提言の背景

II. ヘルパーの雇用管理の現状と課題

III. 提言